

半島振興法の一部を改正する法律

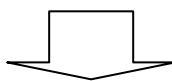
半島地域の個性ある自立的な発展を促進するため、半島振興法の有効期限を 10 年間延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等の措置を講ずる

これまでの取組みと課題

- ◎ 三方を海に囲まれ、平地に恵まれないなどの半島地域の不利性のため、半島振興法の下で、半島循環道路等の整備等各般の施策を実施
- ◎ これまでの取組みにより一定の成果があがっているものの、なお、
 - ・ 社会生活基盤の整備が十分に進んでいない地域
 - ・ 所得水準が低位な地域 等の存在

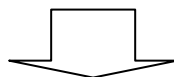


引き続き半島地域の振興のため支援していくことが必要



半島振興法の延長と充実

- 法の有効期限を 10 年間延長し、各種支援措置を継続
- 目的規定を改定し、「半島地域の自立的発展」を目的に追加
- 半島振興計画で記載すべき項目の追加
 - ①風水害、地震、津波等の災害防除のための施設等の整備、
 - ②地域間交流の促進
- 配慮規定の追加・拡充
 - 追加：①農林水産業の振興（生産基盤の強化、地域特産物の開発、鳥獣被害防止等）、②観光その他の地域間交流の促進
 - 拡充：高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実
- 地方税の不均一課税時の減収補てん措置の拡充（旅館業の追加）



半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上